

# 松商野球部OB会規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は松商野球部OB会と称する。

第2条 本会の本部は松本市に置き、東京・名古屋・大阪に支部を置くことができる。

2. 本会の所在地は会長宅の住所とし、支部の所在地は在任支部長宅の住所地とする。

第3条 本会は会員相互の利便、親睦を図り高校野球の向上発展に資し、併せて松商学園高等学校硬式野球部（以下松商野球部と称する）を後援することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事項を行う。

- (1) 毎年1回定期総会を開催し、必要に応じ臨時総会を開催して目的達成のための諸事項を議決する。
- (2) 松商野球部と交流を密にして同部の発展に寄与する。
- (3) 監督の推薦
- (4) 機関紙を発行して松商野球部の活動を広報する。
- (5) 毎年1回以上親睦会を開催する。

## 第2章 会員及び会費

第5条 松商野球部出身者は全て本会の会員とする。

第6条 毎年4月1日現在満65才以上に達する会員は顧問会員とし、その他の会員は普通会員（以下会員と称する）とする。

第7条 会員及び顧問会員は年会費として、毎年5,000円の会費を納付する。

第8条 本会の会員となる者は、入会金10,000円を納付する。

第9条 既納の会費その他の醸出金は返還しない。

## 第3章 役 員

第10条 本会につぎの役員を置く。相談役を除き、役員は会員中より選任する。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| 1. 会 長    | 1名             |
| 2. 副会長    | 3名             |
| 3. 幹事長    | 1名             |
| 4. 副幹事長   | 若干名            |
| 5. 学年幹事   | 各卒業年度より1～2名    |
| 6. 会 計    | 2名             |
| 7. 監 事    | 2名             |
| 8. 支部長    | 各支部に1名置くことができる |
| 9. 副支部長   | 各支部に2名置くことができる |
| 10. 顧 問   | 若干名            |
| 11. 相 談 役 | 若干名            |

第11条 役員を選任はつぎのとおりとする。

- (1) 会長・副会長・幹事長及び監事は総会において選任する。但し会長及び副会長の1名は松本市又は松本市の近隣市町村に在住する会員中より選任する。

- (2) 副幹事長及び会計は会長が委嘱する。
- (3) 学年幹事は各卒業年度別にその年度の会員が推薦し役員会において選任する。
- (4) 支部長・副支部長は、支部会員の互選による。
- (5) 相談役は役員会において選任する。
- (6) 顧問は会長経験者が就任する。

第 12 条 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長の命を受けて会務を処理し、会長に事故あるときは会長を代行する。

2. 幹事長は会長の命を受けて会務の処理を補佐し会の庶務事項を処理する。  
副幹事長は幹事長を補佐し幹事長が事故あるときは幹事長を代行する。
3. 学年幹事は会長及び幹事長の命を受けて会務及び庶務事項の処理を補佐し、会員相互の連絡事務を処理する。
4. 会計は本会の会計を行う。
5. 監事は本会の会計を監査し、定期総会に監査事項を報告する。
6. 支部長は支部を代表し支部の会務、庶務を統轄する。  
副支部長は支部長の命を受けて会務庶務を処理し、支部長に事故あるときは支部長を代行する。
7. 顧問・相談役は会務を監督し、会務につき相談事項あるときはその処理にあたる。

第 13 条 役員任期は就任後 2 回目の定期総会終結に至る迄とする。補欠又は増員役員任期は前任者の任期終了迄とする。

## 第 4 章 会 議

第 14 条 会議は総会、役員会、学年幹事会、の三種とし、総会は定期総会と臨時総会に分ける。

2. 定期総会は毎年 1 回、会計年度終了の翌日より 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要あるときに開催する。
3. 役員会及び学年幹事会は必要あるときに随時開催する。

第 15 条 総会は会員及び顧問会員をもって構成する。

2. 役員会及び学年幹事会は第 10 条の役員と第 24 条の代表者の中から会長が任命する者をもって構成する（但し、会長が招集状を発した役員による）。

第 16 条 総会はこの規約に規定するもののほか、つぎの事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 行事計画の決定
- (3) 会計報告の承認
- (4) その他会の運営に関する重要事項
2. 役員会はこの規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決事項の執行に関する事項
  - (2) 総会に附議すべき事項
  - (3) 支部に関する事項
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
3. 学年幹事会は本会の行う事項につき会長の要請ある事項を議決する。

第 17 条 総会、役員会及び学年幹事会は全て会長が招集する。

第 18 条 総会及び役員会・学年幹事会の議長は会長があたり、会長に事故あるときは副会長があたる。

第 19 条 総会の議決は出席会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決する処による。  
2. 役員会及び学年幹事会の議決は前項を準用する。

第 20 条 顧問会員及び会員は自ら出席するほかは前条第 1 項の議決に参加することができない。

## 第 5 章 会 計

第 21 条 本会の経費はつぎの収入で支弁する。

1. 会 費
2. 寄 付 金
3. 資産から生ずる収入
4. その他の収入

第 22 条 資産の管理、経費の支弁は会長の承認を得て会計が処理する。

第 23 条 本会の会計年度は毎年 12 月 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日に終わる。

## 第 6 章 雑 則 及 び 附 則

第 24 条 松商野球部後援会、中信地区高等学校 OB 連盟、長野県高校野球 OB・OG 連盟、その他の団体等に派遣する本会の代表者は役員会において選任する。代表者となるものは第 10 条の役員を兼任することを妨げない。

第 25 条 顧問会員及び会員で顕彰する者があるときは、役員会において決定し総会において表彰する。

2. 表彰の方法は役員会において其の都度決定し顕彰の基準は定めない。
3. 会員及び顧問会員並びに OB 会関係者の慶弔に関する事項に際しては、会長・副会長・幹事長で協議し実施することとする。

第 26 条 本規約は昭和 49 年 11 月 17 日より効力を生ずる

- 一部改定 平成 4 年 6 月 28 日
- 一部改定 平成 10 年 7 月 5 日
- 一部改定 平成 26 年 2 月 8 日
- 一部改訂 令和 2 年 1 月 18 日
- 一部改訂 令和 7 年 1 月 18 日